

島根県公安委員会告示第 72 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和元年10月11日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
㈱大一商会	愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	市原高明	ぱちんこ遊技機	Pひぐらしのなく頃に3AS-S	㈱大一商会	0110-213	告示の日(令和元年10月11日)から3年間
㈱ソフィア	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	井置定男	ぱちんこ遊技機	P13日の金曜日ZB	㈱ソフィア	0110-214	告示の日(令和元年10月11日)から3年間
㈱オッキー	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地	山田道幸	ぱちんこ遊技機	PぱちんこAKB48-3A10	㈱オッキー	0110-215	告示の日(令和元年10月11日)から3年間
㈱ピスティ	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	大塚敏光	ぱちんこ遊技機	P新世紀エヴァンゲリオン シト、新生G	㈱ピスティ	0110-216	告示の日(令和元年10月11日)から3年間
㈱ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井 悠司	ぱちんこ遊技機	Pガラスの仮面M-K1	㈱ニューギン	0110-217	告示の日(令和元年10月11日)から3年間
㈱ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	新井 悠司	ぱちんこ遊技機	Pガラスの仮面ML-K1	㈱ニューギン	0110-218	告示の日(令和元年10月11日)から3年間

島根県公安委員会告示第 76 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和元年10月18日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名	検定番号	検 定 の 有 効 期 間
(株) 平 和	東京都台東区東上野一丁目16番1号	嶺井勝也	ぱちんこ遊技機	Pルパン三世LASTGOLD9AU1	(株) 平 和	0110-219	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) アムテックス	東京都台東区東上野一丁目16番1号	水島勇治	ぱちんこ遊技機	P戦国乙女59AU1	(株) アムテックス	0110-220	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) アムテックス	東京都台東区東上野一丁目16番1号	水島勇治	ぱちんこ遊技機	P南国育ち5H1AZ9	(株) アムテックス	0110-221	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) 三 洋 物 産	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	ぱちんこ遊技機	PA元祖大工の源さんWBE	(株) 三 洋 物 産	0110-222	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) 三 洋 物 産	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	ぱちんこ遊技機	P魔法少女リリカルなのは2XCB	(株) 三 洋 物 産	0110-223	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) 三 洋 物 産	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	ぱちんこ遊技機	PA咲-Saki-阿知賀編MBB	(株) 三 洋 物 産	0110-224	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) 三 洋 物 産	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	金沢全求	ぱちんこ遊技機	Pちよいパチ海物語3R2A	(株) 三 洋 物 産	0110-225	告示の日(令和元年10月18日)から3年間
(株) 高 尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	内ヶ島 隆寛	ぱちんこ遊技機	Pカイジ沼4S1B	(株) 高 尾	0110-226	告示の日(令和元年10月18日)から3年間

島根県公安委員会告示第 82 号

下記の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の検定をいう。)を行ったので、同規則第9条第1項の規定により告示する。

令和元年10月25日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

申請者の氏名又は名称	申請者の住所	法人の代表者	遊技機の種類	型式名	製造業者名	検定番号	検定の有効期間
京楽産業.(株)	愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号	榎本善紀	ぱちんこ遊技機	PAIぱちんこ新鬼武者ズバババ90 A1	京楽産業.(株)	0110-227	告示の日(令和元年10月25日)から3年間
(株)オッキー	愛知県名古屋市中区中砂町145番地	山田道幸	ぱちんこ遊技機	PIぱちんこAKB48ワンツースリーフェスティバルL1	(株)オッキー	0110-228	告示の日(令和元年10月25日)から3年間
(株)藤商事	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	井上孝司	ぱちんこ遊技機	PA緋弾のアリアⅢFW設定付	(株)藤商事	0110-229	告示の日(令和元年10月25日)から3年間
(株)藤商事	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	井上孝司	ぱちんこ遊技機	P貞子vs伽椰子 頂上決戦FUZ	(株)藤商事	0110-230	告示の日(令和元年10月25日)から3年間
(株)JFJ	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	今山武成	ぱちんこ遊技機	P貞子vs伽椰子 頂上決戦JU	(株)JFJ	0110-231	告示の日(令和元年10月25日)から3年間